

奈良市公報

号外第14号

平成23年 8月18日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 1
- 奈良市水道局組織規程等の一部を改正する規程…………… 1
- 奈良市企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程… 2
- 奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程…………… 3
- 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程…………… 3
- 奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を改正する規程…………… 3

消 防

- 奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程の一部を改正する訓令…………… 4
- 奈良市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令…………… 4
- 奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令…………… 7

教 育 委 員 会

- 臨時教育委員会の開催…………… 7
- 奈良市立小学校通学区域についての一部改正…………… 8
- 奈良市立中学校通学区域についての一部改正…………… 8
- 奈良市地域学校連携推進委員会設置要綱を廃止する告示…………… 8
- 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 8
- 奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則…………… 10
- 教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則…………… 10
- 奈良市教育委員会公印規則の一部を改正する規則…………… 10
- 奈良市就学指導委員会規則の一部を改正する規則…………… 10
- 奈良市教育センター条例施行規則…………… 11
- 奈良市教育センター条例の施行期日を定める規則…………… 18
- 奈良市教育センター組織に関する規則…………… 18
- 奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令…………… 19
- 奈良市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 19
- 奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部を改正する訓令…………… 20
- 奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則

の一部を改正する規則…………… 20

議 会

- 奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程…………… 20

公 営 企 業

奈良市水道局告示第7号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年 3月17日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 ライフサポート	代表取締役 山宮 剛	東京都中央区新富一丁目6番1号京橋第五長岡ビル5階	平成23年 3月11日
石田組	石田 一	奈良市川上町518-3	平成23年 3月11日

（平成23年 3月17日掲示済）

奈良市水道局管理規程第1号

奈良市水道局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 3月30日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

奈良市水道局組織規程等の一部を改正する規程
（奈良市水道局組織規程の一部改正）

第1条 奈良市水道局組織規程（平成14年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項技術部の部分中「図面管理係 調整係」を「管路情報係 調整係 工事検査係」に改め、「工事検査室 貯水槽水道係 工事検査係」を削り、「給水装置第三係」を「給水装置第三係 貯水槽水道係」に改める。

第3条経営係の部分中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) アセットマネジメントの総括に関すること。

第5条管財係の部分中第8号を第9号とし、第5号か

ら第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) アセットマネジメントの固定資産データに関すること。

第5条入札係の部分に次の1号を加える。

(3) 契約事務の総括に関すること。

第8条第1項図面管理係の部分中「図面管理係」を「管路情報係」に改め、同部分中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) アセットマネジメントの管路データに関すること。

第8条第1項に次のように加え、同条第2項を削る。

工事検査係

(1) 工事検査の総括管理に関すること。

(2) 指定給水装置工事業者に係る給水装置工事の検査に関すること。

(3) 局工事の検査に関すること。

(4) その他工事の検査に関すること。

第9条に次のように加える。

貯水槽水道係

(1) 貯水槽水道の設置者への指導等に関すること。

(2) 貯水槽水道の調査及び研究に関すること。

第14条庶務係の部分中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) アセットマネジメントの施設設備データに関すること。

第18条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第19条第7項中「、室長補佐及び所長補佐」を「及び室長補佐」に、「、室長及び所長」を「又は室長」に改め、同条第9項中「前条第7項」を「前条第6項」に改める。

(奈良市水道局事務専決規程の一部改正)

第2条 奈良市水道局事務専決規程（昭和41年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条部長共通の部分の第15号中「及び訂正等」を「、訂正及び利用停止」に改める。

第4条中「、室長及び所長」を「及び室長」に改め、同条課長共通の部分の第17号中「及び訂正等」を「、訂正及び利用停止」に改め、同条西部営業所長の部分を削り、同条配水課長の部分の第4号中「(所属職員に限る。)」を削り、同条工事検査室長の部分を削り、同条に次の1項を加える。

2 料金お客様課西部営業所長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。

(1) 水道料金及び諸手数料その他に関する申請及び届出の処理

(2) 水道料金及び手数料その他の収納

(3) 開閉せん

(4) 所属職員の宿泊を要しない旅行命令

(5) 所属職員の時間外勤務命令

(6) 所属職員の休暇、欠勤、忌引その他諸届書類の処理

(7) 所属職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定

(8) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知

(9) 前各号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務に関し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理（奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正）

第3条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6級の項中「所長補佐」を「所長」に改め、同表の7級の項中「、所長及び主幹」を「及び主幹」に改める。

別表第4中「、所長及び職務」を「及び職務」に、「所長補佐」を「所長」に改める。

(奈良市水道局工事検査規程の一部改正)

第4条 奈良市水道局工事検査規程（昭和62年奈良市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「工事検査室長」を「工事検査担当課長」に、「技術部配水課工事検査室」を「技術部配水課」に改める。

第4条第4号、第5条第1項、第6条、第7条、第11条第2項、第12条、第14条から第16条まで及び第18条中「工事検査室長」を「工事検査担当課長」に改める。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式から別記第7号様式までの規定中「工事検査室長」を「(工事検査担当課長)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規定の施行の際、現に第4条の規定による改正前の奈良市水道局工事検査規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成23年3月30日揭示済)

奈良市水道局管理規程第2号

奈良市企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月30日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

奈良市企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程奈良市企業職員被服貸与規程（昭和28年奈良市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

被服を貸与する職員の範囲	貸与品名	数量	貸与期間	着用期間
1 事務職員（収納業務、計量業務等に 従事する職員に限る。）及び技術職員	作業服	夏（上・下）1着	12月	夏期は6月 1日から9 月30日まで 冬期は10月 1日から翌 年の5月31 日までとす る。
		冬（上・下）1着	12月	
2 前項以外の職員		夏（上・下）1着	24月	
		冬（上・下）1着	24月	
3 女性事務職員	事務服	夏（上・下）1着	24月	
		冬（上・下）1着	36月	
4 女性技術職員		夏（上・下）1着	36月	
		冬（上・下）1着	36月	
5 事務職員（収納業務、計量業務等に 従事する職員に限る。）及び技術職員	防寒服	1着	36月	
6 水質試験員	白衣服	1着	12月	
7 管理者が必要と認めた職員	帽子	1個	随時	
8 管理者が必要と認めた職員	ベルト	1本	随時	
備考				
1 1及び5は、管理職職員（管理者が指定し、管理職手当の支給を受ける職員）を除くものとする。				
2 新任のときは、作業服、事務服及び白衣服は、2着を貸与する。				
3 着用期間は、季候等の理由で変更する場合がある。				

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年3月30日揭示済)

奈良市水道局管理規程第3号

奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月30日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程

奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「土かぶり」を「埋設深さ」に、「1.2メートル（工事実施上やむを得ない場合にあつては、0.6メートル）以上」を「道路管理者の許可要件を満たすもの」に改める。

第8条を次のように改める。

（サドル付分水栓）

第8条 配水管から分岐のために用いる分水栓は、その管種に適合したサドル付分水栓とする。

2 サドル付分水栓により分岐する口径は、原則として25ミリメートル以下とする。ただし、管理者が特に認めたものについては、この限りでない。

3 サドル付分水栓と管の継手との間隔は50センチメートル以上とし、サドル付分水栓間の取り付け間隔は30センチメートル以上とする。

チメートル以上とする。

4 異形管には、サドル付分水栓を取り付けてはならない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月30日揭示済)

奈良市水道局管理規程第4号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「（就業規則第29条に基づく週休日における勤務のうち次の各号に掲げる日における勤務を除く。）を削り、同項各号を削る。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日揭示済)

奈良市水道局管理規程第5号

奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を
改正する規程

奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程（平成6年奈良市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
第15条の次に次の2条を加える。

（育児休業）

第15条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）に基づく非常勤嘱託職員の育児休業に関し必要な事項については、市長の事務部局の非常勤職員の例による。

（部分休業）

第15条の3 管理者は、非常勤嘱託職員（配偶者が育児休業法により育児休業をしている非常勤嘱託職員その他管理者が定める非常勤嘱託職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、管理者の定めるところにより、当該非常勤嘱託職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。

2 前項に定めるもののほか、非常勤嘱託職員の部分休業に関し必要な事項については、市長の事務部局の非常勤職員の例による。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年3月31日揭示済）

消 防

奈良市消防局長訓令甲第1号

全職員

奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

奈良市消防局長 野口隆身

奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程の一部を改正する訓令

奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（懲戒処分等の審査）

第10条 局長は、職員の分限処分（法第28条第1項第2号及び同条第2項第1号の規定による処分を除く。）及び懲戒処分の公正を期すため、奈良市附属機関設置条例（昭和28年奈良市条例第24号）の規定により設置される奈良市職員分限懲戒審査委員会に当該処分に係る事案を審査させるものとする。

第11条から第17条までを削り、第18条を第11条とし、第19条を第12条とする。

附則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年3月31日揭示済）

奈良市消防局長訓令甲第2号

全職員

奈良市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

奈良市消防局長 野口隆身

奈良市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令

（奈良市消防署の組織に関する規程の一部改正）

第1条 奈良市消防署の組織に関する規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

署に次の担当及び小隊を置く。

予防指導担当

第一消防小隊

第二消防小隊

第一救急小隊

第二救急小隊

第一救助小隊

第二救助小隊

第2条第2項中「係の」を「担当及び小隊の」に改め、同項予防係の部分中「予防係」を「予防指導担当」に改め、同項消防救急第一係及び消防救急第二係の部分中「消防救急第一係」を「第一消防小隊」に改め、同部分「消防救急第二係」を「第二消防小隊」に改め、同部分の第4号中「及び救急」を削り、同部分の第11号及び第12号を削り、同部分の次に次のように加える。

第一救急小隊

第二救急小隊

(1) 救急の機械器具の整備及び保全に関すること。

(2) 救急対策及び救急処置に関すること。

(3) 救急の報告に関すること。

第2条第2項救助第一係及び救助第二係の部分中「救急」

助第一係「第一救助小隊」に改める。
助第二係「第二救助小隊」

第3条第1項中「係に係長」を削り、「主任」を「主査及び主任」に改め、同条第2項中「署長補佐」の次に「及び主査」を加え、「係長は消防司令補」及び「又は消防士長」を削り、同条に次の4項を加える。

3 署に小隊を統括する中隊長を置き、主査をもつて充てる。

4 小隊に小隊長を置くことができる。

5 特に必要のあるときは、小隊に副小隊長を置くことができる。

6 前2項の職員は、主任のうちから局長が任命する。
第4条第3項中「署長補佐」の次に「及び主査」を加え、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第6条第1項を次のように改める。

分署に次の小隊を置く。

第一消防救急小隊

第二消防救急小隊

第6条第2項中「係」を「小隊」に改める。

第7条第1項中「、係に係長」を削り、同条第2項中「、係長は消防司令補」及び「又は消防士長」を削り、同項に次の3項を加える。

3 小隊に小隊長を置くことができる。

4 特に必要のあるときは、小隊に副小隊長を置くことができる。

5 前2項の職員は、主任のうちから局長が任命する。

第8条の見出しを「(分署長等の職務)」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

(奈良市消防事務専決規程の一部改正)

第2条 奈良市消防事務専決規程(昭和58年奈良市消防長訓令甲第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び署長」を「、署長及び指揮救助隊長」に改める。

第2条の3第1号中「隊長」を「指揮救助隊長」に改める。

第5条(見出しを含む。)中「隊長」を「指揮救助隊長」に改める。

(奈良市消防文書規程の一部改正)

第3条 奈良市消防文書規程(昭和42年奈良市消防長訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「文書主管係」を「文書主管担当」に、「予防係」を「予防指導担当」に改める。

第4条第3項中「係長」を「主任」に改める。

第5条、第7条第3項、第8条第1項、第11条、第18条、第19条、第20条の3から第22条まで及び第26条中「文書主管係」を「文書主管担当」に改める。

別記第11号様式中「署長補佐・課長補佐」を「主査・補佐」に、「主任・係長」を「主任」に改める。

(奈良市消防職員服務規程の一部改正)

第4条 奈良市消防職員服務規程(昭和58年奈良市消防長訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び第3号様式中

「係長補佐」を「主任主査・補佐」

に改める。

(消防職員の勤務評定に関する規程の一部改正)

第5条 消防職員の勤務評定に関する規程(昭和43年奈良市消防長訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表を次のように改める。

階	級	評	定	者	調	整	者
---	---	---	---	---	---	---	---

消 防 士		
消防副士長	所属長が指名する消防司令の階級にあるもの	所属長又は所属長が指名する消防司令長以上の階級にあるもの
消 防 士 長		
消防司令補		

(奈良市消防安全管理規程の一部改正)

第6条 奈良市消防安全管理規程(昭和59年奈良市消防長訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「救助第一係及び救助第二係」を「第一救助小隊及び第二救助小隊」に改める。

(奈良市警防活動規程の一部改正)

第7条 奈良市警防活動規程(昭和58年奈良市消防長訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 消防隊 指揮支援隊、高度救助隊、特別救助隊、消防小隊、救助小隊、救急小隊及び特設小隊をいう。

第4条の見出しを「(消防隊等の編成基準)」に改め、同条中「消防分隊、救助分隊及び救急分隊」を「消防小隊、救助小隊及び救急小隊」に改め、同条第1号中「分隊長」を「小隊長」に、「救急分隊」を「救急小隊」に、「分隊長には消防士長(救急分隊にあつては消防士長以上の階級にある者)」を「小隊長には消防司令補」に、「分隊長が」を「小隊長が」に、「又は分隊長」を「又は小隊長」に、「消防署長(以下「署長」という。)が指名する者又は先任者」を「局長が指名する副小隊長」に改め、同条第2号中「2個分隊から4個分隊」を「消防車両、装備及び隊員」に改め、同条第3号中「2個小隊」を「消防署等に設けた小隊」に改める。

第4条の3中「中央分署」を「中央消防署」に改め、同条を第4条の4とする。

第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

(指揮支援隊の編成)

第4条の2 指揮支援隊は、所定の装備を積載する車両等及び指揮支援隊の隊員をもつて編成する。

2 指揮支援隊の編成及び装備等にあつては、別に定める。

第5条の見出し及び同条中「特設分隊」を「特設小隊」に改め、「署長」を「消防署長(以下「署長」という。)」に改める。

第7条に次の1項を加える。

4 指揮支援隊の出動区分の運用は、別に定めるものとする。

第11条第2項中「消防分隊」を「消防小隊」に改める。

第12条第1項第1号中「分隊長」を「副小隊長」に改め、同項第2号中「局長」を「消防危機統制監及び災害対策室長」に改め、同項第3号中「局長とし、局長が不在の場合は消防危機統制監」を「副局長」に改める。

第13条の見出しを「(最高指揮者の担当範囲)」に改める。

第15条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「現場本部」を「現場指揮本部」に改め、同条第3項中「現場本部」を「現場指揮本部」に、「任務」を「最高指揮者の任務」に改め、同項第2号中「策定」を「決定」に改め、同項中第8号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

- (8) 消防隊の増強及び削減の決定
- (9) 危害防止措置
- (10) 再燃防止措置

第2節中第19条の前に次の1条を加える。

(指揮支援隊の活動)

第18条の2 指揮支援隊は、火災現場において特に次の各号に掲げる事項を配慮して活動しなければならない。

- (1) 最高指揮者の指揮支援
- (2) 消防隊の活動状況の収集
- (3) 活動方針に関する具申
- (4) 安全管理及び現場広報
- (5) 最高指揮者の特命事項の遂行

2 指揮支援隊の活動要領等については、別に定める。

第19条中「消防分隊」を「消防小隊」に改める。

第20条第1項中「救助分隊」を「救助小隊」に改める。

第21条(見出しを含む。)中「救急分隊」を「救急小隊」に改める。

第22条の見出し中「特設分隊」を「特設小隊」に改め、同条中「特設分隊」を「特設小隊」に、「出動分隊等」を「出動小隊等」に改める。

第3節中第23条の前に次の1条を加える。

(指揮支援隊の活動)

別表第2(第7条関係)

第22条の2 指揮支援隊は、救助事故現場において第18条の2の規定に準じて活動しなければならない。

第23条中「救助分隊」を「救助小隊」に改める。

第24条(見出しを含む。)中「救急分隊」を「救急小隊」に改める。

第25条(見出しを含む。)中「消防分隊」を「消防小隊」に改める。

第26条(見出しを含む。)中「特設分隊」を「特設小隊」に改める。

第27条中「救急分隊」を「救急小隊」に改める。

第28条第1項中「救急分隊」を「救急小隊」に改め、同条第2項中「分隊長」を「小隊長」に改める。

第29条から第31条まで、第32条第1項、第33条及び第34条中「分隊長」を「小隊長」に改める。

第37条中「救急分隊」を「救急小隊」に改める。

第39条中「救助分隊」を「救助小隊」に改める。

第40条中「隊長及び分隊長」を「中隊長、小隊長又は副小隊長」に、「最上級指揮者(分隊にあつては、先着した分隊長)」を「最高指揮者」に改める。

第51条第1項中「可動分隊数」を「可動小隊数」に改める。

第55条第1項第1号イ中「分隊訓練」を「小隊訓練」に、「分隊の」を「小隊の」に改め、同条第2項中「分隊訓練」を「小隊訓練」に改める。

第60条の次に次の1条を加える。

(施行細目)

第61条 この規程について必要な事項は、局長が別に定める。

別表第2を次のように改める。

出 動 区 分

出動区分	内 容	出 動 隊 数				
		消 防 小 隊 指 揮 支 援 隊	高 度 救 助 隊 特 別 救 助 隊	救 助 小 隊	救 急 小 隊	計
第1 出 動	火災を覚知(火災と認定される情報の受信を含む。)すると同時に出動するもの	3~5	1			4~6
第2 出 動	1 特別消防対象物における火災に対し出動するもの 2 火災が拡大し、又はそのおそれがあり、第1出動では鎮圧しがたく、現場の最高指揮者からの要請により出動するもの 3 気象状況、地理的条件その他の状況から、火災が拡大し、又はそのおそれがあると認められる場合に出動するもの	5~8	1		1	7~10
第3 出 動	第2出動に相当する火災が更に拡大し、又はそのおそれがあり現場の最高指揮者からの要請により出動するもの	7~10	1		1	9~12

救助活動	第1出動	救助事故の覚知（救助事故と認定される情報の受信を含む。）すると同時に出動するもの			1	1	2
	第2出動	1 特殊救助事故に対し出動するもの 2 第1出動では救助しがたく現場の最高責任者からの要請により出動するもの		1	1	1	3
救急出場		救急事故の覚知（救急事故と認定される情報の受信を含む。）すると同時に出場するもの				1	1
特命出動		1 災害現場からの要請によるほか、災害種別、災害場所等により特に指定する隊及び小隊を出動させるもの 2 消防局長又は現場の最高指揮者の特命により出動するもの	必 要 隊 数				
警戒出動		1 火災と紛らわしい通報の受信又は怪煙の発見により、調査及び警戒の必要がある場合に出勤するもの 2 災害の発生が予測され、特に警戒の必要があると認められる場合に出勤するもの	2				2
応援出動		消防相互応援協定に基づく要請又は消防局長の指示により出動するもの	必 要 隊 数				

備考 自署管内の出動は、南消防署にあつては「救助小隊」を「高度救助隊」と、中央消防署にあつては「救助小隊」を「特別救助隊」と読み替える。

別記第1号様式中

救急分隊名	奈良市 消防署 救急隊 分隊長	本署・出張所
-------	--------------------	--------

を

救急小隊名	奈良市 消防署 救急小隊 小隊長	本署・分署
-------	---------------------	-------

に改める。

別記第3号様式中「救急隊」を「救急小隊」に改め、「隊長名」を「小隊長名」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年3月31日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第3号

全 職 員

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

奈良市消防局長 野口 隆 身

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令

奈良市消防吏員の階級別定数規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

本則第3号中「18人」を「19人」に改め、第4号中「35人」を「36人」に改め、第6号中「110人」を「103人」に改め、第7号中「4人」を「5人」に改め、第8号中「113人」を「117人」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年3月31日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第6号

平成23年3月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成23年3月22日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

1 日 時
平成23年3月24日（木）
午後2時から

2 場 所
奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

議 事

議案第65号 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について

議案第66号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について

議案第67号 教育委員会の事務の補助執行に関する協議書の制定について

議案第68号 奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
 議案第69号 教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について
 議案第70号 奈良市教育委員会職員服務規程の一部改正について
 議案第71号 奈良市教育委員会公印規則の一部改正について
 議案第72号 奈良市教育センター条例施行規則の制定について
 議案第73号 奈良市教育センター条例の施行期日を定める規則の制定について
 議案第74号 奈良市教育センター組織に関する規則の制定について
 議案第75号 奈良市就学指導委員会規則の一部改正について
 議案第76号 奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部改正について
 議案第77号 人事について
 議案第78号 奈良市地域学校連携推進委員会設置要綱の廃止について
 議案第79号 教育委員長の選挙について
 議案第80号 教育委員長職務代理者の指定について
 傍聴受付は、開催日の午後1時から午後1時50分まで、定員5名になり次第締め切ります。
 (平成23年3月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第7号

奈良市立小学校通学区域について（平成8年奈良市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月23日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

大柳生小学校通学区域の部分を削り、相和小学校通学区域の部分を次のように改める。

興東小学校通学区域

大柳生町、大平尾町、北村町、阪原町、狭川東町、狭川両町、下狭川町、須川町、園田町、大慈仙町、中ノ川町の一部、西狭川町、忍辱山町、東鳴川町、平清水町、広岡町、生疏里町、法用町、南庄町

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月23日揭示済)

奈良市教育委員会告示第8号

奈良市立中学校通学区域について（平成8年奈良市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月23日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

若草中学校通学区域の部分中「相和小学校通学区域」を

「興東小学校通学区域」に改め、富雄中学校通学区域の部分中「富雄第三小学校通学区域」を削り、田原中学校通学区域の部分中「大柳生小学校通学区域」を「興東小学校通学区域」に改め、興東中学校通学区域の部分を次のように改める。

興東中学校通学区域

興東小学校通学区域の一部（大平尾町の一部、中ノ川町を除く。）

都祁中学校通学区域の部分の次に次のように加える。

富雄第三中学校通学区域

富雄第三小学校通学区域

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月23日揭示済)

奈良市教育委員会告示第9号

奈良市地域学校連携推進委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成23年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

奈良市地域学校連携推進委員会設置要綱を廃止する告示

奈良市地域学校連携推進委員会設置要綱（平成20年奈良市教育委員会告示第41号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

奈良市教育委員会規則第1号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項教育総務部の部分中「教育総務課 総務係 経理係 施設係」を

「教育政策課 教育総務課 総務係 経理係 施設係 情報管理係 地域教育課 生涯学習係 地域学校連携係 推進指導係」に改め、同項学校教育部の部分中

「学校教育課 総務係 指導係 教育推進係 教育センター準備室 計画係 研修係」を「学校教育課 総務係 指導係 教育推進係 人権教育係 生徒指導係」に改める。

第4条を削る。

第3条に次のように加え、同条を第4条とする。

情報管理係

- (1) 学校及び幼稚園の情報化に係る施策の立案、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 学校及び幼稚園の情報化に係る情報セキュリティの最適化に関すること。
- (3) 学校及び幼稚園に係る情報セキュリティ、情報マネジメントに関すること。
- (4) 学校及び幼稚園の情報資産の導入及び維持管理に関すること。
- (5) 教育系及び校務系システムの開発、構築及び管理運営並びに維持管理に関すること。

第2条の次に次の1条を加える。

(教育政策課の事務)

第3条 教育政策課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 教育行政の総合的な企画、計画及び広報に関すること。
- (2) 教育施策事業に係る関係団体及び関係部局との総合調整に関すること。
- (3) 学校の適正配置及び適正規模の計画に関すること。
- (4) 事務局内の他課の主管に属さない重要な教育施策の調査及び研究に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

第10条を削り、第9条を第10条とする。

第8条教職員係の部分の第5号中「教員」を「教職員」に改め、第6号を次のように改め、同条を第9条とする。

- (6) 市費教員及び県費職員の福利厚生に関すること。

第7条第1項指導係の部分中第5号を第6号とし、同部分の第4号中「、教頭会及び主任者会」を「及び教頭会」に改め、同号を同部分の第5号とし、同部分の第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 高等学校入学者選抜に関すること。

第7条第1項教育推進係の部分の第3号中「「地域で決める学校予算」事業」を「キャリア教育」に改め、同項に次のように加え、同条を第8条とする。

人権教育係

- (1) 人権教育推進に係る学校及び幼稚園への指導助言に関すること。
- (2) 人権教育に係る情報及び資料の整理及び研究に関すること。
- (3) 人権学習教材に関すること。
- (4) 人権教育関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

生徒指導係

- (1) 生徒指導上の指導助言に関すること。
- (2) 登下校の安全指導に関すること。
- (3) 少年非行防止の街頭指導等に関すること。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

(地域教育課の事務)

第5条 地域教育課の所掌事務は、おおむね次のとおりと

する。

生涯学習係

- (1) 生涯学習の基本計画及び総合調整に関すること。
- (2) 公民館に関すること。
- (3) 公民館運営審議会に関すること。
- (4) 成人教育に関すること。
- (5) 視聴覚教育に関すること。
- (6) 社会教育関係団体の総括に関すること。
- (7) 社会教育委員に関すること。
- (8) 青少年教育に関すること。
- (9) 青少年団体の指導育成に関すること。
- (10) 青少年問題協議会に関すること。
- (11) 青少年活動の振興に関すること。
- (12) 青少年児童会館に関すること。
- (13) 黒髪山キャンプフィールドに関すること。

地域学校連携係

- (1) 地域学校連携事業に関すること。
- (2) 家庭教育に関すること。

推進指導係

- (1) 地域学校連携事業の推進に関すること。
- (2) 地域学校連携事業に係る研修に関すること。

第11条を削る。

第12条の見出しを削り、同条第2項中「、センターに所長及び室に室長」を「及びセンターに所長」に改め、同条第3項中「、センターに所長補佐及び室に室長」を「及びセンターに所長補佐」に改め、同条第4項中「、センター及び室」を「及びセンター」に改め、同条第6項第1号中「学校教育部長」を「教育総務部長」に改め、同項第2号中「教育総務部長」を「学校教育部長」に改め、同条第11項中「、所長及び室長」を「及び室長」に改め、同条第13項中「、所長補佐及び室長補佐を」を「及び所長補佐を」に、「、所長又は室長」を「又は所長」に、「、所長若しくは室長」を「若しくは所長」に改め、「、所長又は室長の」を「又は所長の」に改め、同条を第11条とし、同条の前に見出しとして「(職制)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第11条の2 課に指導主事を置くことができる。

第13条の表学校の項中「学校」の次に「及び幼稚園」を加え、同項の次に次のように加える。

教育センター	学校教育部	
--------	-------	--

第13条の表中

黒髪山キャンプフィールド	学校教育部	青少年指導課	を
--------------	-------	--------	---

黒髪山キャンプフィールド	教育総務部	地域教育課	に
公民館			
図書館	教育総務部		

改め、同条を第12条とする。

第14条の表中青少年児童会館の項を削り、同条を第13条とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

奈良市教育委員会規則第2号

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成20年奈良市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

事務	補助執行職員
人権教育に関すること(学校における人権教育に関することを除く。)	市民活動部長及び人権政策課の職員

別表中

青少年児童会館	全員	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間	火曜日及び水曜日	を
---------	----	----	--------------------	-----	----------	---

教育センター	教育支援課担当勤務職員	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間	職員ごとに4週間につき8日の割合で所属長が定める日	に改める。
図書館	全員	時差勤務	1週間当たり38時間45分とする	1時間	月曜日及び職員ごとに4週間につき4日の割合で所属長が定める日	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

奈良市教育委員会規則第4号

奈良市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会公印規則(昭和27年奈良市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

学校施設の開放に関すること。	市民活動部長及びスポーツ振興課の職員
教育支援活動並びにボランティア情報の収集及び支援に関すること。	市民活動部長及び協働推進課の職員
幼稚園の適正配置及び適正規模の計画並びに施策推進に関すること。	子ども未来部長及び子ども政策課の職員

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年3月30日揭示済)

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

奈良市教育委員会規則第3号

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則(昭和47年奈良市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「庶務係」を「総務係」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年3月30日揭示済)

奈良市就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

奈良市教育委員会規則第5号

奈良市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

奈良市就学指導委員会規則(昭和53年奈良市教育委員会

規則第12号)の一部を次のように改正する。

第9条中「学校教育課」を「教育相談課」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月30日揭示済)

奈良市教育センター条例施行規則をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

奈良市教育委員会規則第6号

奈良市教育センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市教育センター条例(平成22年奈良市条例第53号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 センターは、別表に掲げる施設で構成する。

(開館時間及び休館日)

第3条 センターの開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。

2 教育委員会は、特に必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

3 教育委員会は、特に必要があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(施設を使用できる者)

第4条 施設を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 市内に居住する者

(2) 市内に所在する学校に通学し、又は通勤する者

(3) 前各号に定める者のほか教育委員会が適当と認めた者

(使用の承認等の申請)

第5条 条例第4条第1項の規定により施設の使用承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、奈良市教育センター使用承認申請書(別記第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 使用者は、承認を受けた事項を変更しようとする場合は、奈良市教育センター使用変更承認申請書(別記第2号様式)に次条第1項の使用承認書(同条第2項の変更承認書の交付を受けた場合にあつては、当該変更承認書を含む。)を添えて教育委員会に提出しなければならない。

3 前2項の申請は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)前4週間前から使用日の前日(休館日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休館日でない日)までの間に行う。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(使用承認書の交付等)

第6条 教育委員会は、施設の使用を承認した場合は、奈良市教育センター使用承認書(別記第3号様式。以下「使用承認書」という。)に承認印(別記第4号様式)を押して申請者に交付するものとする。

2 教育委員会は、施設の使用承認に係る事項の変更を承認した場合は、奈良市教育センター使用変更承認書(別記第5号様式。以下「変更承認書」という。)に承認印を押して申請者に交付するものとする。

3 第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設の使用に当たっては、使用承認書(変更承認書の交付を受けた場合にあつては、当該変更承認書を含む。以下同じ。)を携帯し、係員の要求があつたときは、直ちに提示しなければならない。

(使用の取消し)

第7条 使用者は、施設の使用を取り消そうとする場合は、奈良市教育センター使用取消届(別記第6号様式)に使用承認書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の納付)

第8条 使用者は、使用承認書(変更承認書を除く。)の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。変更承認書の交付を受ける際、使用料を追加納付する場合も、また、同様とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合であつて、教育委員会が後納することについてやむを得ないと認めるときは、使用の日後1箇月に当たる日までに納付することができる。

2 前項の規定により使用料の納付があつたときは、使用承認書の表面に使用料の領収印(別記第7号様式)を押すものとする。

(使用料の減免)

第9条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、奈良市教育センター使用料減免申請書(別記第8号様式)に使用承認書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき減免を決定した場合は、奈良市教育センター使用料減免決定通知書(別記第9号様式)を交付するものとする。

(使用料の還付)

第10条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその還付の率は、次に定めるとおりとする。

(1) 条例第6条第1項第3号又は第4号に該当し、使用することができなくなった場合 100分の100

(2) 前号に掲げるもののほか市長がやむを得ない理由があると認めた場合 100分の50

2 使用者は、使用料の還付を受けようとする場合は、奈良市教育センター使用料還付申請書(別記第10号様式)に使用承認書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請に基づき還付を決定した場合は、奈良市教育センター使用料還付決定通知書(別記第11号様式)を交付するものとする。

(損傷等の届出)

第11条 使用者は、センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(使用終了の届出)

第12条 使用者は、施設の使用が終わったときは、直ちにその旨を係員に届け出なければならない。

(飲食の禁止)

第13条 センターの利用者は、所定の場所以外で飲食してはならないものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、その都度教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第2条・第3条関係)

施設名	開館時間	休館日
教科書センター	午前9時から 午後5時まで	(1) 日曜日及び土曜日(第2土曜日及び第4土曜日を除く。) (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。) (3) 12月29日から翌年1月3日まで(前号に掲げるものを除く。以下「年末年始」という。)
学校図書館支援センター	午前9時から 午後5時まで	(1) 日曜日及び土曜日(第2土曜日及び第4土曜日を除く。) (2) 休日 (3) 年末年始
カリキュラムセンター	午前9時から 午後5時まで	(1) 日曜日及び土曜日(第2土曜日及び第4土曜日を除く。) (2) 休日 (3) 年末年始
講座室	午前9時から 午後5時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 年末年始
会議室	午前9時から 午後5時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 年末年始
ものづくり工作室	午前9時から 午後5時まで	(1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日) (2) 年末年始

キッズドームシアター	午前9時から 午後5時まで	(1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日) (2) 年末年始
キッズサイエンスラボ	午前9時から 午後5時まで	(1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日) (2) 年末年始
面談室	午前9時から 午後5時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 年末年始
相談・検査室	午前9時から 午後5時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 年末年始
ボランティアインフォメーションセンター	午前9時から 午後9時まで (日曜日及び休日(年末年始を除く。) は、午前9時から午後5時まで)	(1) 年末年始
その他教育の充実と振興を図るために必要な施設	午前9時から 午後5時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 年末年始

第2号様式 (第5条関係)

奈良市教育センター使用変更承認申請書 (あて先) 奈良市教育委員会 請求者 住所 氏名 (電話) 団体名 使用責任者氏名		年 月 日
次のとおり奈良市教育センターの使用の変更を受けたいので申請します。		
承認	年月日	番号
	使用日時	使用施設・室
変更	内容	<input type="checkbox"/> 使用日の変更 <input type="checkbox"/> 使用施設の変更
		<input type="checkbox"/> 使用時間の変更
変更	理由	
変更	事項	変更前
		変更後
※	使用料	既納使用料
		変更後の使用料
※	承認条件	差引(過納・不足)使用料
備考		

注意事項

※欄は、記入しないでください。

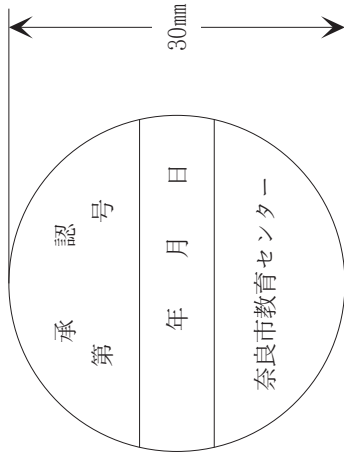
第1号様式 (第5条関係)

奈良市教育センター使用承認申請書 (あて先) 奈良市教育委員会 請求者 住所 氏名 (電話) 団体名 使用責任者氏名		年 月 日
次のとおり奈良市教育センターを使用したいので申請します。		
使用日時	年月日	午前・午後
使用目的		
使用施設・室	<input type="checkbox"/> 中講座室8-1 <input type="checkbox"/> 中講座室8-2 <input type="checkbox"/> 大講座室 <input type="checkbox"/> 会議室9-1	
使用人数		
備考		
※	使用料	円
		承認印
※	承認条件	

注意事項

※欄は、記入しないでください。

第4号様式 (第6条関係)



第3号様式 (第6条関係)

奈良市教育センター使用承認書		第 年 月 日
様		
奈良市教育委員会		
年 月 日付で申請のあった奈良市教育センターの使用については、次のとおり使用を承認します。		
使用日時	年 月 日	午前 ・ 午後
使用目的		
使用施設・室	<input type="checkbox"/> 中講座室8-1 <input type="checkbox"/> 中講座室8-2 <input type="checkbox"/> 大講座室 <input type="checkbox"/> 会議室9-1	
使用団体名		
使用人員	責任者	ほか 名
連絡先	(電話)	
※使用料	円	承認印 領収印
※承認条件		

注意事項

※欄は、記入しないでください。

第6号様式 (第7条関係)

奈良市教育センター使用取消届 (あて先) 奈良市教育委員会 請求者 住所 氏名 (電話) 団 体 名 使用責任者氏名 (電話)		年 月 日
次のとおり奈良市教育センターの使用の取消しを受けたいので申請します。		
承 認	年 月 日	番 号
	年 月 日	使 用 設 施 室
	年 月 日	第 号
取 消 し	施設の取消し	
取 消 理 由		
既 納 使 用 料	既納使用料	取消後の使用料
	円	円
備 考	差引 (過納・不足) 使用料	
		円

第5号様式 (第6条関係)

奈良市教育センター使用変更承認書 様 奈良市教育委員会		年 月 日
次のとおり奈良市教育センターの使用の変更を承認します。		
承 認	年 月 日	第 号
	年 月 日	使 用 設 施 室
	年 月 日	第 号
変 更	年 月 日	番 号
	年 月 日	使 用 設 施 室
	年 月 日	第 号
変 更 理 由	<input type="checkbox"/> 使用日の変更 <input type="checkbox"/> 使用施設の変更 <input type="checkbox"/> 使用時間の変更	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
※ 使 用 料	既納使用料	変更後の使用料
	円	円
※ 承 認 条 件	差引 (過納・不足) 使用料	
		円
備 考	承 認 印	領 収 印

注意事項
※欄は、記入しないでください。

第8号様式 (第9条関係)

奈良市教育センター使用料減免申請書

(あて先) 奈良市長

請求者 住所 氏名 (電話 ())

団体名 ()

使用責任者氏名

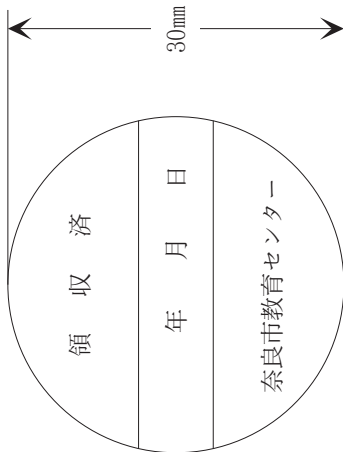
次のとおり使用料の減免を申請します。

承認番号	第 号	承認年月日	年月日
使用施設・室名			
使用年月日	年 月 日 午前・午後		
使用承認の内容及び使用料額			
減免を申請する理由			
減免申請額	円	納付済額	円

※次の欄は、記入しないでください。

決定内容

第7号様式 (第8条関係)



第10号様式 (第10条関係)

奈良市教育センター使用料還付申請書		年 月 日
(あて先) 奈良市長		
請求者 住所 氏名	(電話)
(印)		
団体名 氏名		
使用責任者氏名		
次のおり使用料の還付を申請します。		
使用をとりやめた施設・室名	承認年月日	年 月 日
使用料の還付を受けようとする理由	承認年月日	年 月 日
承認申請年月日	承認年月日	年 月 日
使用年月日	使用年月日	年 月 日
既納の使用料	円	還付申請額
円		円
※決定内容 <input type="checkbox"/> 奈良市教育センター条例第9条本文の規定により還付しません。 <input type="checkbox"/> 奈良市教育センター条例施行規則第11条第1項第 号に該当するものとし、既納の使用料の100分の を還付します。		
※ 還 付 決 定 額 円		

※ 注意事項 1 太枠内の※の箇所は、記入しないでください。
 2 奈良市教育センター使用(変更)承認書を必ず添付してください。

《返還金振込先》 請求者名義の口座を記入してください。

口座名義人(フリガナ) _____
 金融機関名 _____
 本支店名 _____
 預金種目 _____
 口座番号 _____

普通 当座 貯蓄 その他 (○で囲む)

第9号様式 (第9条関係)

奈良市教育センター使用料減免決定通知書		年 月 日
様		第 号
奈良市長		年 月 日
(印)		
年 月 日付で申請のあった奈良市教育センターの使用料の減免については、奈良市教育センター条例第8条の規定に基づき、次のとおり免除することを決定しました。		
承認番号	承認年月日	年 月 日
使用施設・室名	承認年月日	年 月 日
使用年月日	年 月 日	午前・午後
使用承認内容及び使用料の額	円	納付済額
円		円
減免を申請する理由	円	納付済額
円		円

※次の欄は、記入しないでください。

決定内容

第11号様式（第10条関係）

奈良市教育センター使用料還付決定通知書 第 年 月 日 様 奈良市長 団		奈良市教育センターの使用料の還付については、次のとおり決定しました。		日 号 年 第 月 日	日 号 年 第 月 日	日 号 年 第 月 日	日 号 年 第 月 日	円
使用をとりやめた 施設・室名	使用料の還付を 受けようとする理由	承認申請年月日 年 月 日	承認及び 使用年月日 年 月 日	承認及び 使用年月日 年 月 日	承認及び 使用年月日 年 月 日	承認及び 使用年月日 年 月 日	承認及び 使用年月日 年 月 日	円
※決定内容 <input type="checkbox"/> 奈良市教育センター条例第 条本文の規定により還付しません。 <input type="checkbox"/> 奈良市教育センター条例施行規則第 条第 項第 号に該当するもの とし、既納の使用料の100分の を還付します。								
※ 選 付 決 定 額							円	

(平成23年3月31日揭示済)

奈良市教育センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

奈良市教育委員会規則第7号

奈良市教育センター条例の施行期日を定める規則
奈良市教育センター条例（平成22年奈良市条例第53号）
の施行期日は、平成23年4月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成23年3月30日揭示済)

奈良市教育センター組織に関する規則をここに公布する。
平成23年3月30日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

奈良市教育委員会規則第8号

奈良市教育センター組織に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市教育センター条例（平成22年
奈良市条例第53号）第17条の規定により、奈良市教育セ
ンター（以下「センター」という。）の組織、所掌事務
その他必要な事項を定めるものとする。

(課及び係の設置)

第2条 センターに次の課及び係を設置する。

教育支援課 総務係 研修係 研究係
教育相談課

(教育支援課の事務)

第3条 教育支援課の所掌事務は、おおむね次のとおりと
する。

総務係

- (1) センターの施設及び設備の管理に関すること。
- (2) センター内の他課の主管に属しないこと。
- (3) センター及び課の庶務に関すること。

研修係

- (1) 教職員研修その他センターが行う事業の調査、企画
及び実施に関すること。
- (2) 教育関係情報の収集及び提供に関すること。

研究係

- (1) 教育計画、教育内容及び教育方法の調査研究に関す
ること。
- (2) センター学習等に関すること。

(教育相談課の事務)

第4条 教育相談課の所掌事務は、おおむね次のとおりと
する。

- (1) 不登校児童生徒の教育相談及び学習支援に関するこ
と。
- (2) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育相談及
び支援に関すること。

(3) 関係機関等との連絡調整に関すること。

(4) 課の庶務に関すること。

(職員)

第5条 課に課長、係に係長を置く。

2 特に必要があるときは、課に主幹、主査及び主任を置く。

3 課に課長補佐を置くことができる。

4 課に指導主事を置くことができる。

5 前2項に定めるもののほか、課に必要な職員を置く。

(職務)

第6条 所長、課長及び係長は、それぞれ上司の命を受けて主管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 課長は、主管の事務に関し所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 所長の職務を代理する順序は、次のとおりとする。

(1) 教育支援課長の職にある者

(2) 教育相談課長の職にある者

4 主幹は、課長を補佐し、その命を受けて所属職員を指揮監督するとともに、特定の事務を担当掌理し、課長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 課長補佐は、課長を補佐し、その命を受けて所属職員を指揮監督し、課長に事故があるとき、又は主幹を置く課において課長及び主幹に事故があるときは、課長の職務を代理する。

6 主査及び主任は、それぞれ上司の命を受けて特定の事務を担当掌理し、所属職員あるときは、これを指揮監督する。

7 前条第5項の職員は、上司の命を受けて担当する事務に従事する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月30日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会事務専決規程（昭和49年奈良市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(部長専決事項)」を付し、同条部長共通の部分中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 所属職員の病気休暇の願の処理

第6条を削り、第5条に見出しとして「(学校長及び幼稚園長専決事項)」を付し、同条を第6条とする。

第4条に見出しとして「(課長等専決事項)」を付し、同条課長等共通の部分中第14号を削り、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(3) 主管事務に関する統計及び資料等のしゅう集

第4条に次のように加え、同条を第5条とする。

教育支援課長

(1) 教育センターの使用承認、使用取消し及び使用制限

(2) 教育センターの使用料の還付

第3条の次に次の1条を加える。

(教育センター所長専決事項)

第4条 教育センター所長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。

(1) 課長の宿泊を要しない出張命令

(2) 課長の時間外勤務及び休日勤務命令

(3) 課長の週休の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定

(4) 課長の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理

(5) 1件1,000万円未満の委託料の支出負担行為の決定

(6) 前号以外の1件500万円未満の支出負担行為の決定

第7条を次のように改める。

(図書館長専決事項)

第7条 図書館長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。

(1) 電気料金、水道料金、下水道使用料、ガス料金、し尿処理料金、電話料金、料金後払とする郵便物等の料金、保険料及び旅費の支出負担行為の決定

(2) 1件500万円未満の委託料の支出負担行為の決定

(3) 前2号以外の1件300万円未満の支出負担行為の決定

(4) 支出命令書の発行

(5) 収入金の調定及び調定通知

(6) 所属職員の宿泊を要しない出張命令

(7) 所属職員の時間外勤務及び休日勤務命令

(8) 所属職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定

(9) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知

(10) 主管事務に関する統計及び資料等のしゅう集

(11) 定例又は軽易な事務に属し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理

(12) 施設、設備等の使用許可、使用取消し及び使用制限

(13) 図書館資料のしゅう集及び貸出の許可

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般

関係各所
奈良市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月30日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

奈良市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会職員服務規程（平成5年奈良市教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「（第3章の規定を除く。）」を削る。

附則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年3月30日揭示済）

奈良市教育委員会訓令甲第3号

庁中一般
関係各所

奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月30日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程（平成14年奈良市教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

委員	学校教育課長	学務課長	保健給食課長
	教育支援課長	教育相談課長	

附則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年3月30日揭示済）

奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

奈良市教育委員会
委員長 植松滋子

奈良市教育委員会規則第9号

奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成3年奈良市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「55人」を「76人」に改める。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年3月31日揭示済）

議 会

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

奈良市議会議長 山本清

奈良市議会規程第1号

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程（昭和52年奈良市議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

「庶務課 庶務係 経理係
第2条中 議事課 議事係 を「議会総務課
調査課 調査係 議事調査課」

総務係 経理係
議事係 調査係」に改める。

第8条第1項庶務課の部分中「庶務課」を「議会総務課」に、「庶務係」を「総務係」に改め、同部分の第10号を次のように改める。

(10) 他の課の所管に属さないこと。

第8条第1項議事課の部分中「議事課」を「議事調査課」に改め、同部分の第8号中「決議案等」を「決議等」に改め、同部分の第9号中「請願書、陳情書」を「請願、陳情等」に改め、第11号中「の調整」を「及び委員会記録の作成」に改め、同部分の次に次のように加える。

調査係

- (1) 議会の先例調査に関すること。
- (2) 関係法規の調査に関すること。
- (3) 議案、陳情等の調査に関すること。
- (4) 各種の照会に対する調査及び回答に関すること。
- (5) 議会の広報に関すること。
- (6) 議会図書室の図書の購入、整理及び保存に関すること。
- (7) 新聞記事に関すること。
- (8) 統計に関すること。
- (9) その他各種の調査並びに資料の収集、保存及び整理に関すること。

第8条第1項調査課の部分削る。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年3月31日揭示済）